

青森県報

号外第三十四号

平成二十一年
四月一日
(水曜日)

目 次

教育委員会

- 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則……………
(スポ一ツ) …… 一
- 青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令……………
(職員福利課) …… 一
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………
(同) …… 一
- 青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令……………
(教職員課) …… 二
- 青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………
(スポ一ツ) …… 二
(健康課) …… 二

教 育 委 員 会

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則(昭和三十八年七月)

青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十六条」を「第二十三条」に改める。

第六条中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第二十三条、第二十四条及び第二十五条」を「第二十一条、第二十三条及び第二十四条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程(昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「橋本都」を「細越友之」に、「細越友之」を「橋本都」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第八号

所 出 庁
轄 先 内
教 育 機 一
機 関 般

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に、「全国高等学校総合体育大会準備室長」を「全国高校総体推進室長」に改め、同条第三項中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第八条の二中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第十一条の見出し中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改め、同

条第一項中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に、「サブリーダー」を「サブマネージャー」に改め、同条第三項中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

別表第一各課共通の項課長専決事項の欄第九号中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改め、同表学校教育課の項課長専決事項の欄第十三号中「条例第

二条第一号」の下に「（免許状更新講習の受講に係る職務に専念する義務の免除に関することを除く。）」を加え、同表教職員課の項課長専決事項の欄第一号中「交付」

の下に「並びに更新」を加え、同欄第四号を削り、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号中「条例第二号第一号」の下に「（免許状更新講習の受講に係

る職務に専念する義務の免除に関することを除く。）」を加え、同号を第十一号とし、第十三号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二第三号中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

別表第三所長専決事項の欄中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 市町村立小学校及び中学校の兼務講師の任免並びに学校事務の共同実施に係る兼務発令

別表第七第四号中「学校保健法施行令」を「学校保健安全法施行令」に、「第八条」を「第九条」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第九号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

青森県教育委員会

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「学校保健法施行規則第二十二号」を「学校保健安全法施行規則第二十一条」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

青森県教育委員会

青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員安全衛生管理規程（平成九年三月青森県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭